

精密測定器の購入
仕様書

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
高速増殖原型炉もんじゅ
安全・品質保証部 施設保安課

目 次

1.	一般事項.....	1
1. 1	購入の目的.....	1
1. 2	品名及び数量.....	1
1. 3	納入期日	1
1. 4	納入場所.....	1
1. 5	受渡し場所及び方法.....	1
1. 6	適用図書.....	1
1. 7	適用又は準拠すべき法令等.....	1
1. 8	提出図書.....	2
1. 9	梱包、輸送及び保管	2
1. 10	保証.....	2
1. 11	その他見積上の注意事項.....	2
1. 12	検収.....	3
1. 13	納入に対する注意事項.....	3
1. 14	新設計の検証.....	3
1. 15	グリーン購入法の推進.....	3
1. 16	その他.....	4
2.	購入仕様.....	4
2. 1	購入品の仕様.....	4
2. 1. 1	重要度分類.....	4
2. 1. 2	品名、数量及び仕様.....	4
2. 2	購入品の検査.....	4
3.	特記事項.....	5
4.	添付資料.....	5

1. 一般事項

1. 1 購入の目的

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）高速増殖原型炉もんじゅにおいて、出入管理業務を実施するために必要な精密測定器を購入する。

1. 2 品名及び数量

- (1) ポータブル型爆発物検出器（付属品含む）4 式
（詳細は「2. 購入仕様」に示すとおり）

1. 3 納入期日

令和 8 年 11 月 30 日

1. 4 納入場所

福井県敦賀市白木 2 丁目 1 番地
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
高速増殖原型炉もんじゅ

1. 5 納入条件

持込渡し

1. 6 適用図書

本仕様書により購入する「ポータブル型爆発物検知器」に適用される図書には次のものがある。受注者は、これらの適用図書の内容を検討し、設計・製作・現地据付・調整等に反映すること。

- (1) 文書及び記録管理基本要領
- (2) 調達管理基本要領
- (3) もんじゅ文書管理要領
- (4) 品質に係る重要度の管理要領
- (5) 安全機能の重要度分類要領
- (6) もんじゅ品質記録管理要領
- (7) 設備図書等運用要領
- (8) 検査及び試験の管理要領

1. 7 適用又は準拠すべき法令等

本仕様書に基づく「ポータブル型爆発物検知器」の設計・製作・現地据付・調整条件等を決定するに当たり、適用又は準拠すべき法令・規格・基準等（以下「適用法令等」という。）の主なものは以下のとおりである。次の適用法令の他、受注者が適用又は準拠する必要があると判断する適用法令等は、設計開始前に速やかに機構に対し書面にて確認を得ること。

【法令・政令・勅令・府省令】

- (1) 原子力規制委員会設置法
- (2) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び同法の関係法令
- (3) 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（原子力規制委員会規則第 9 号）
- (4) 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈
- (5) 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（原子力規制委員会規則第 10 号）

- (6) 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈
- (7) 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（総理府令 122 号）
- (8) 電気事業法及び同法の関係法令
- (9) 原子力発電工作物の保安に関する命令（経済産業省令第 69 号）
- (10) 発電用原子力設備に関する技術基準を定める命令（通商産業省令第 62 号）
- (11) 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（通商産業省令第 51 号）
- (12) 発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示（通商産業省告示第 479 号）
- (13) 原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令（経済産業省令第 70 号）
- (14) 国際規制物資の使用等に関する規則（総理府令第 50 号）
- (15) 放射性同位元素等の規制に関する法律
- (16) 計量法及び同法の関係法令
- (17) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法の関係法令
- (18) 福井県条例
- (19) 敦賀市条例
- (20) 日本産業規格（J I S）
- (21) 電気学会電気規格調査会標準規格（J E C）
- (22) 日本電機工業会規格（J E M）
- (23) 日本電線工業会標準規格（J C S）
- (24) 電気技術指針（J E A G）
- (25) 電気技術規定（J E A C）
- (26) M J 基準
- (27) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- (28) 高速増殖原型炉もんじゅ 原子炉施設保安規定
- (29) 高速増殖原型炉もんじゅ 原子炉施設保安規定に基づく所長承認文書
- (30) 高速増殖原型炉もんじゅ 原子炉施設 核物質防護規定
- (31) 高速増殖原型炉もんじゅ 原子炉施設 核物質防護規定下部要領
- (32) 高速増殖原型炉もんじゅ 研究開発拠点規則
- (33) 高速増殖原型炉もんじゅ 安全統一ルール
- (34) その他、関連するもの

1. 8 提出図書

受注者は、別表「提出図書リスト」に定める図書を遅滞なく提出すること。

1. 9 梱包、輸送及び保管

受注者は購入品の納入にあたり、輸送時の衝撃による破損がないよう梱包を行うこと。

但し、梱包は必要最低限とし、過剰梱包は避けること。又、輸送中に第 3 者が開封した場合判別できるような処置を講じること。

1. 10 保証

検収後 1 年以内に、設計又は製作の不良により、故障又は破損した場合は、無償でこれを指定期日までに修理又は新品と取り替えること。

故障又は破損の原因が、本質的なものであると機構が判断した場合は、改良品を納入すること。

1. 11 その他見積上の注意事項

- (1) 本仕様書は概要を示すものであり、明記されていない事項でも当然製品として必要な事項を満足させること。
- (2) 本仕様書で不明な点は機構に問い合わせること。

(3) 本品は原子力発電所で使用するため、品質管理には十分留意すること。

1. 12 検収条件

納入場所に納入後、「2. 2 購入品の検査」に合格及び提出図書の完納をもって検収とする。

1. 13 納入に対する注意事項

(1) 受渡し方法詳細

納入品は原則として納入者が直接持ち込むものとする。但し、一般輸送機関に委託することも出来る。

(2) 荷姿の宛名には必ず機構担当課及び担当者名を記載すること。

(3) 納入品現場搬入の際は、あらかじめ、機構担当者と調整をした上で納入日時を決定すること。調整した納入日時に変更が生じた場合は速やかに連絡すること。

なお、特殊車両を使用する場合は、その旨連絡すること。

(4) 原則として次の日は納入しないこと。

a. 土曜、日曜、祭日、年末年始休暇、その他機構の指定する日

b. 平日の 17 時 00 分以降

(5) 陸上輸送の場合は次の事項を遵守すること。

a. 交通事故防止のため安全運転に努めること。

b. 輸送時間帯は、交通事情緩和のため渋滞時を避けること。

c. 佐田～白木間の大型車両（11トを超える車両）の通行は、07 時 00 分～22 時 00 分以内とする。（11ト以下の車両であっても出来る限り上記時間帯を遵守すること。）

d. 構内の通行については、道路標識に従う他、機構担当課等の指示に従うこと。

(6) 海上輸送の場合は次の事項を遵守すること。

a. 漁船及び定置網等に留意するとともに、海面上の汚濁防止に努めること。

b. 冬季に実施する場合は、その方法等について機構と事前協議を十分行うこと。

c. 岸壁デリッククレーンを水切りに使用する場合は、使用方法等について機構の指示に従うこと。

1. 14 新設計の検証

新しい設計を採用する際には、次の事項を検討し各提出図書に反映すること。

(1) 新設計の考え方

(2) 従来の設計の考え方

(3) 新設計採用の理由及び必要性

(4) 性能、強度及び寿命の検討

(5) 実績の有無

(6) 注意事項の有無

(注) 新しい設計とは、仕様（圧力、温度、性能）形式、形状、寸法、材質、製作方法等について次の場合をいう。

① 現設備と異なる場合

② 今回、新たに採用する場合

1. 15 グリーン購入法の推進

(1) 本契約においてグリーン購入法に適応する環境物品が発生する場合は、それを採用することとする。

(2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）においては、グリーン購入法に該当するため、その基準を満たしたものであること。

1. 16 その他

製造者の都合により型式が変更され、本仕様書要求事項と異なるものについては機能において差異が無いことを確認すること。

2. 購入仕様

2. 1 購入品の仕様

2. 1. 1 重要度分類

本仕様に係る安全機能の重要度分類等は、以下のとおりである。

- (1) 安全機能の重要度分類 : 分類外
- (2) 耐震クラス : クラス外
- (3) 機器区分 : 区分外
- (4) 品質に係る重要度分類 : 分類外

2. 1. 2 品名、数量及び仕様

品名、数量及び仕様範囲は以下のとおりとする。

(1) ポータブル型爆発物検知器

製造元 : ジーエルサイエンス (株)

型番 : Sniffle SF109

数量 : 4 式

1 式あたりの内容物は以下のとおり

- ・ポータブル型爆発物検出器 1 式
- ・本体ケース 1 式
- ・バッテリー 2 個
- ・バッテリー充電台 1 個
- ・サンプリング紙 3 個
- ・テストサンプルペン 3 個
- ・ルミナーカートリッジ 3 個
- ・専用ソフトウェア 1 式
- ・サンプリングホルダー (本体装着型) 1 個

(2) 仕様、性能

① 製品名及び型式

- ・Sniffle SF109

② 外形寸法 (mm)

- ・300 (L) × 80 (W) × 100 (H) 以内 (突起物含まず)

③ 本体重量 (バッテリー装着時)

- ・1.0 kg 以下

④ 性能並びに特記事項

- ・起動時間は 15 秒以内であること。
- ・測定方法は、拭き取り方式又は吸引方式を有すること。
- ・表示画面は標準モード、簡易モードの切り替え表示が可能であること。
- ・測定結果を 10 秒以下で表示すること。
- ・測定結果を機器本体又は、本体内のメモリに保存できること。
- ・測定結果のデータは USB ケーブルを使用し、外部に取り出せること。

- ・サンプリング紙のホルダーは、安全上、吸引部への接触保護とサンプリング紙を保持する構造で、脱着可能なホルダー型であること。
- ・バッテリー電源で稼働し、一人で携帯が可能で、移動させて使用することが可能なポータブル装置であること。
- ・バッテリーパックについては、1個で最低2.5時間の連続使用ができること。
- ・バッテリーパックが外した状態でも、ACアダプターを接続することにより、24時間連続使用が可能なること。
- ・使用可能外気温は-10℃～45℃であること。（推奨可能動作0℃～45℃）
- ・放射線源を使用していない機種とする。
- ・防水性能を有すること。（IPX2相当以上とし、降雨時に生じ得る水滴により機器の機能に有害な影響を受けないものとする。）
- ・以下の化合物（爆発物）を検出できること。
EGDN/ニトログリコール、NG/ニトログリセリン、PETN/ペンスリット、AN/硝酸アンモニウム、DNT/ジニトロトルエン、TNT/トリニトロトルエン、RDX/ヘキソゲン、TATP/トリアセトントリパーオキサイド、HMTD/ヘキサメチレントリパーオキサイドジアミン

⑤ 特記事項

- ・日本国内において全ての保守及び修理が可能であること。
- ・ルミナーカートリッジ、テストサンプルペンのSDSを提出すること。

2. 2 購入品の検査

受入検査

- ・仕様、員数確認：仕様書との仕様照合、購入仕様書との員数照合にて差異の無いこと。
- ・外観目視検査：目視にて変形・傷・汚れが無いこと。

3. 特記事項

- (1) 受注者は、終始機構と密接な連絡を保ち、慎重かつ迅速に作業を実施すること。又、機構の照会事項に対しては、速やかに正確な回答を行うこと。
- (2) 現場へ持ち込む可燃物（機器の梱包材、仮設架台等を含む）は、必要最小限とし、防火シート等にて養生すること。又、用済み後は速やかに持ち出し、火気取扱い付近での保管等には特に注意すること。
- (3) 機器等の調達について
 - ・機器等の設計から部品検査、製造、完成品検査に至る工程について、不正な変更が行われないことを保証する管理が一貫した品質保証体制の下でなされていること。機器に不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、機構と迅速かつ密接に連携して原因を調査し、排除できる体制を整備している生産工程による製品であること。
 - ・納入する機器等の開発工程、製造工程等において、下記（ア）から（オ）の情報セキュリティに係るサプライチェーン・リスクを低減する対策が行われていること。
 - （ア）開発工程において信頼できる品質保証体制が確立されていること。
 - （イ）脆弱性検査等のテストの実施が確認できること。
 - （ウ）製造工程における不正行為の有無について、定期的な監査が行われていること。
 - （エ）製造者が不正な変更を加えないよう、サプライチェーン全体が適切に管理されていること。
 - （オ）不正な変更が発見された場合に、機構と受注者が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。

4. 添付資料

別表「提出図書リスト」

提出図書リスト

図 書 名	提 出 時 期	提出先	部数	備 考
1. 取扱説明書	納品時	発注担当課	1	
2. 納品書	〃	〃	1	
3. 検収届	納品後速やかに	〃	1	※1
4. その他機構が必要と 認めた書類	その都度	〃	別途	

※1 機構より所定の様式を入手し、提出すること。